

第四部

社會思想家の運動

概說 ······
五四七

第一編　社會主義的運動	五四七
第一章　社會主義的團體の設立及解散	五四八
第二章　社會主義的團體及個人の運動	五一
第三章　特殊事件	五五八
第四章　學生運動	五六四
第一節　新團體の設立と聯合	五六四
第二節　重なる運動	五六五
第三節　學生運動の取締	五六七
第五章　婦人運動	五六八
第六章　水平運動	五六九
第七章　朝鮮に於ける運動	五六三
第八章　臺灣に於ける運動	五六四
第九章　社會主義的運動の取締及對策	五六五
第十章　社會主義的運動に關する裁判事件	五六六
第二編　反社會主義的運動	五七九
第一章　既成團體の運動	五八〇
第二章　新團體の成立	五八一

概 説

社會思想家の運動として本大正十三年度に於て最も注目すべきは、一方に於て社會主義的の運動が現實的となると共に、他方に於て反動思想家の運動も組織的となり、この兩者の對抗が益々深刻化したことである。故に單に表面からのみ見れば反動的の色彩が濃厚になつたと言へるが、一步立ち入つて觀察せんか、社會主義的の思想が深く大衆の間に根を張つたのを見ることが出来る。

蓋し關東の大震災に依つて喚び起された一時的好景氣は忽ち去つて經濟的の恐慌はヨリ深刻化し、企業の不振、失業者の續出等の如き社會的不安が益々高まり來つたからである。これは無產階級團體の戰術を一變せしむると共に反動思想家の間にも組織的な對抗策の必要を痛感せしめずにはおかなかつた。本年度の社會思想家の運動は、多かれ少なかれこの一點にかゝつてゐたやうに思へる。

殊に知識階級の間の運動、別しては學生間に於ける社會科學の運動は、階級戰の深刻化を語る一例證であり、軍事教育の提唱、社會科學運動の壓迫は、組織的抑壓政策の一面向の具現ではあるまい。

要するに大正十三年度の社會思想家の運動は、華かではなくたのではない。世人の耳目を聾動すべきそれ等の事件も、決

かつたが陽性になつた、現實化したが根強くなつたと言ひ得られるであらふ。

第一編 社會主義的運動

社會主義的運動は本年度に於て一大轉回をなした。即ち震災直後になめた苦き經驗と、反動的思想の跳梁とは、經濟界の行き詰りと相俟つて、從來の陰性的な、觀念的な運動をしてヨリ現實化し、ヨリ大衆化するに至らしめたのである。この傾向は早く方向轉換論となつて表はれたが、更に本年度に入りては政治行動の提唱としてその一部を具體化するに至つた。

して一二には止らなかつた。且つそれが新聞のセンセーショナルな記事に依つて誇大に報道され、世人の不安をいやが上にもつのらせたのも事實であつた。然し少くとも社會主義的運動の主流が、現實的な大衆的な方向にあつたことだけは争ふことが出來ない。

現實的傾向の第一は今言ふ政治行動であつた。その故に政治研究會、フェビアン協會の誕生を見、賑やかな無產政黨問題の論議を見た。現實的傾向の第二は組織的知識の需要であつた。その故に勞働教育、各種調査の必要が叫ばれ、日本資本主義經濟の研究が勃興した。

要するに日本の社會主義的運動も、漸く從來の觀念的な、反譯的な運動を脱して、日本の實情に根ざした運動方法を考究するやうになつたのである。何といつてもこれは社會主義的運動の一進歩であると言はなければならない。

第一章 社會主義的團體の設立及び

解散

第一 社會主義的團體の設立

本年度に於けるこの種の團體は、多く政治問題を中心にして設立せられた。普通選舉の氣運が濃厚となると共に、普選實施後の對策を考究すべき必要が、期せずしてかかる團體の

簇出を促したものであらう。勿論その中には思想的に幾多の逕庭があり、その意圖に於て單なる研究に止るものあり、進んで實際的運動に踏み出さんとするものもあるが、何れも公然の團體として活潑なる論議を闘はした所に著しい特色がある。中に就きて最も注目すべきは政治研究會の創立と、フェビアン協會の誕生とである。

以下本年中に發生した主要なる諸團體を列記し、特に重要なものに就て簡単なる解説を加へよう。

1 日本フェビアン協會

日本フェビアン協會は二、三月頃安部磯雄、山崎今朝彌、島中雄三、石川三四郎、新居格、秋田雨雀、藤森成吉、小泉鐵、菊池寛等諸氏の打ち合せ相談の結果成立したもので、五月一日よりその機關紙として『社會主義研究』を發刊した。創刊號に掲げられた『發刊之辭』は、協會の目的態度を直截に語るものであると思ふから、左に摘錄する。

社會主義が空想として取扱はれた時代は過ぎた。人類は今社會主義が主張する提案の採否を決すべき時機に臨んでゐる。故に我々はその提案を實行的方面に於て検討しなければならぬ。而して我々は今後主として言論出版の方法に依り、その結果を公表する。

我々の態度は飽く迄も研究的である。現實的であると共に合法的であり、漸進的であるが積極的である。以上の理由に依り我々

は新に日本フェビアン協会を組織したのである。

我々はあらゆる社会思想に對して寛容であることを附言したい。同様の志向に立つものを異端視し、思想のためにその人を拒むが如きは我々の本意ではないのである。

我々は我々の協会を名づけるにフェビアンを以てした。しかし、我々は英國のそれとは何の關係はない。ましてその模倣では断じてない。たゞ態度に多少の類似のあること、他に適當な名稱がなかったから言ふに過ぎぬ。

我々は我々の協会が將來我が社會の上に何等かの貢献をなし得るものと確信したいのである。

日本フェビアン協会の機關として本誌を發行するに當り、我々は茲に協会設立の趣旨を明かにして發刊の辭に代へる。

協会は四月二十七日第一回協議會を開き會務執行上の具體的方法に就て議したが其後も毎月一回例會を開いた。そして七月二十七日の例會で會員と會友とを分ち、會員は協会の推薦を要することになつた。六月の『研究』には二十八名の會員氏名が發表されたが、年末には百名に達したときく。協會設立以來の事業を列記すれば、

夏期講習會——六、七月

公開講演會——毎月一回

地方巡回講演會

本年度に於て最も注目すべきものは何と言つても政治研究

會の創立である。名は政治研究會であつても、實は無產政黨組織準備會であるからである。

政治研究會の發端は山本内閣の普選即行の聲明にある。各労働團體の間に選舉權行使、議會對策の必要が考究され、政治運動の氣運が漸く熟するや、大正十二年十二月十八日、島中雄三、青野季吉、鈴木茂三郎、福田秀一、高橋龜吉諸氏の奔走に依り、東京神樂坂尾澤カフェーに於て労働總同盟、關東機械工組合、出版從業員組合、農民組合、社會思想社、種蒔社、農民運動社、文化學會等の各有志二十七名の會合を見た。此會合を第一回政治研究會とし、その後數回に渡つてこの種の會合が開かれた。

越えて大正十三年四月無產政黨準備團體を組織することの議が起り、創立委員廿四名を選び、着々と組織の具體的實行に着手した。

かくして六月二十八日午後六時から、芝協調會館に於て政治研究會創立大會が開かれた。賀川氏開會の挨拶をなし、布施氏を座長に推し、島中氏が經過を報告し、十六ヶ條の規約を決定した。休憩後創立委員會の起草にかかる宣言及び決議を朗讀して大會を閉ぢ、各團體代表者の祝辭演説に移つたが、總同盟の加藤勘十氏が立つて祝辭を述べた時偶々反總同盟系から彌次がとび、總同盟會員之に應じた爲に議場が混亂に陥り、遂に解散を命ぜられた。

當日朗讀された宣言、決議及び大會後證衡委員に依つて選ばれた役員は左の通りである。

宣言——我國歴代の政府と政黨とは、私利に驅られ私慾に没頭し、國民を賣つて財閥の走狗たること多年、爲に内治に外交に弊政百出、國民生活は今や破滅の淵に逐ひやられつゝある。物價騰貴と政費負擔の不公平とに依る民衆の生活難はその一である。驚くべき失業者の激増はその二である。底止する所なき農村の衰微はその三である。生得の權利を奪はれたる労働者小作人の窮乏は其四である。内、國民をして自暴自棄に陥らしめ、外、國家をして國際的孤立に瀕せしめんとする、これ其五である。然らばこれを解決するの途如何。吾人は信する。財閥中心の政治をして民衆中心の政治たらしむる事は、少くとも其の先決條件であると、此故を以て吾人は、本大會に於て左の事項を決議す。

決議——吾人は無產階級の利害に立脚する政黨の樹立を期す。

調査委員——大山郁夫、北澤新次郎、岡本利吉、中澤辨次郎、藤井悌、小泉鐵、小林輝次、川原次吉郎、木村盛、丸岡重堯、澤田謙、爲藤五郎、石澤久五郎、平林初之輔、村松正俊、市川房枝、高橋龜吉、茂森唯士、松下芳男、新居格、佐野袈裟美、直井武夫、三和一男（幹事）、青野季吉（幹事）

執行委員——賀川豊彦、布施辰治、尾池義雄、今野賢三、片山哲、村島歸之、三輪壽壯、黒田壽男、山崎一雄、青野季吉、島中雄三（幹事）、鈴木茂三郎（幹事）

會計委員——山崎今朝彌、島中雄三、福田秀一（幹事）

最初政治研究會の意圖は、各労働組合加盟の労働者を包容して無產政黨準備會たる實をあける筈の所、各労働團體の態度が決定せず、且つその間には意見の行き違もあつて、各労働團體はそれに對して友誼的の態度を取ることとなつた。

創立以後の主要なる事業を列記すれば、

九月より機關雜誌『政治研究』を發刊し、續いて十月に入つてから十八日の神田青年會館の演説會を皮切りに全國に亘つて大々的なる宣傳演説を試み、各地に支部を設置した。

3 そ の 他

主なるものをおければ左の如し。

無產作家聯盟——一月、岡山市、アロレタリア作家の聯盟である。

二火會——四月八日、大阪市、各工場労働係が相集つて研究討議する機關である。

岡山社會問題研究所——六月十二日創立趣意書を各方面に撒布。社會問題に関する講演會、講習會、巡回講演と研究會等の開催。社會問題に関する書籍、パンフレット、新聞雜誌等の取次、社會問題に関する文庫の開設。社會問題に関する調査、及び社會問題に関する書籍、パンフレットの刊行を事業とするものである。

出版會社の設立——八月、安部磯雄、堺利彦、山川均氏外六氏の發起で學者、思想家、文士を株主とした出版會社を設立し、社會

問題叢書二十四巻を刊行する計畫を立てた。

文化會期成同盟會——八月、富山縣上新川郡大庄村區域の學校教員有志を以て組織、九月役員問題で分裂。

近代思想協會——八月、名古市、雜誌『自由民』を發刊。

山陰新人總聯盟——十二月三日、松江市、一種の政治運動を目的とした團體であつて、機關紙として『奔流』を出す計畫を有する。

第二　社會主義的團體の解散

昨年の震災を機として從來存立して來た小思想團體は多く解散狀態となり、遂にその復活を見るに至らなかつた。これは表面的に言へば反動思想の勃興に依るものであるけれども、實はこれ等の諸團體が既にその使命をつくし、その存在を必要とせざるに至つたからであらう。水曜會、木曜會、曉民會、エム・エル會、建設者同盟等がかかる消滅した團體の主なるものである。

尙前記の外に本年中に解散した社會主義的思想團體を列記すれば左の如し、

革新會の解散式——三月十一日、廣島市社會主義團體。

自由聯盟の解散式——十月二十一日、十月十三日内務大臣より

解散を命ぜられたので、二十一日午後一時より飯田町の天龍俱樂部で解散式をあげた。

第二章　社會主義的團體及個人の運動

第一　社會主義的團體の會合

本年中に於ける斯種團體の會合にして、特に注目すべきものは甚だ稀れであつた。

大杉榮追悼會——一月二十日、兵庫八王寺、神戸在住有志主催無產者の花見——四月六日、大阪市青十字社主催にて吉野山に行ふ、檢束者を出し警官と格闘を演ず。

大杉榮墓前追悼——七月二十七日、靜岡市在豊田村米騷動記念茶話會——八月十日、進め社主催、無届集會であつたと云ふので參集者二十二名檢束さる。

震災記念會合——九月一日、「怨み多き追悼會」(堺、山崎氏等主催)、「追悼演說會」(赤尾敏氏主催)、「示威運動」(東部合同、借家人同盟)

大杉榮追悼會——九月十六日、大阪市北區上福島五丁目五百羅漢、大阪印刷工組合主催。

排戰研究會——九月二十八日、大阪市谷町三丁目メソヂスト敎會、大阪專門學校主催。

第二　講演會・演說會

本年中に開かれた左傾的思想團體の講演會、演說會等にし

て、直接労働争議又は労働運動に關聯せざるものゝ中、主なるものを擧ぐれば次の如くである。

社会主義演説會——一月十九日佐賀市公會堂、辯士五名檢束、演説會中止を命ぜらる。

民衆政黨演説會——二月二日、大阪市天王寺公會堂、關西民衆同盟

時局批判民衆大會——二月二十三日、大阪市天王寺公會堂、關西無產者同盟

社会問題演説會——三月八日、大阪市天王寺公會堂、同社主催。

社会問題演説會——四月五日、名古屋市東區二葉町清瀧寺、進め社主催。

労働問題演説會——五月一日、小倉市古船場町安全寺、進め社支社主催

社会問題講演會——五月十八日、敦賀町樂席
民衆大學屋外講座——七月十五日、大阪市天王寺公園

進め社演説會——八月十九日、松江市松江座、同社主催

進め社演説會——十月八日、松江市松江座、同社主催

民衆大學開講——十一月十八日長野縣上伊那郡伊那町有志主催

下伊那自由大學——十二月一日、長野縣下伊那郡有志

第三 機關紙及び其他の出版物

本年中に所謂主義者並に左傾思想家の間に創刊された機關紙は左の如きものである。

「民衆運動」——四月一日創刊
東京市外駒澤村宇深澤

「民衆運動」——四月一日創刊
大阪市南區天王寺眞法院町

「政治運動」——四月創刊（九月「政治研究」ニ改題）
東京市外高田町二三、政治研究會

「社會主義研究」——五月一日創刊
東京市芝區新櫻町一九、フエビアン協會

「マルクス主義」——五月一日創刊
東京市神田區西紅梅町六

「共産主義研究」——五月創刊
東京市外青山原宿一七〇、杉原三郎個人雜誌

「名古屋労働者」——五月十五日創刊
名古屋市東區撞木町三丁目

「文藝戰線」——六月創刊
東京市四谷區新宿二ノ三一

「ワシラノシンブン」——七月十五日創刊、月二回
大阪府南河内郡野田村

「農民」——八月創刊
島根縣能義郡山佐村

「政治と青年」——九月十日創刊、月三回
長野縣下伊那郡上飯田村

「極東平民」——十月十八日
神戸市楠町七丁目一番地

「文明批評」——十二月創刊（「悪い仲間」改題）

神戸市須磨大手川向一

「週刊タイムス」——十二月創刊

東京市京橋區宗十郎町一五

「週刊日本」——三月二十三日創刊（七月、月刊「急進」を改題）

東京市牛込區加賀町二ノ五、大化會

労働組合機關紙中發賣禁止となれるものは、

「印刷工聯合」——第九、十一號

「労働者新聞」——一月號

「労働の九州」——六月號

「鑛山労働者」——九月號

尙筆禍事件を惹き起したもの数ふれば、次の如くである。

「第一線」——第五、六號發賣禁止

「巨炎」——第十二號發賣禁止

「自由言論」——十月十五日號發賣禁止

「民衆運動」——第一卷第四、五、六號發賣禁止

「新興」——創刊號發賣禁止

「賣耻醜文」——九月號風俗壊亂にて發賣禁止

「水平運動」——創刊號發賣禁止

「戦闘文藝」——十月號發賣禁止

「進め」——第二卷二、四、九、一〇號發賣禁止

「労働運動」——第二、三、五、六號發賣禁止

「社會思想」——第三卷第三號發賣禁止

「潮流」——第六、七月號發賣禁止

「マルクス主義」——第二號發賣禁止

「社會通信」——第九十七號發賣禁止

斯種の事件は年と共に多くなる傾向があり、本年も世人の耳目を聳動せしめたものが甚だ多い。その總てが、果して言論抑壓の結果止むを得ざるに出でたものか、或は單なる一時的的好奇心に出でたものかは解らないが、また神經過敏なる當局が、總てを主義者の行動と結びつけた點も多いと思ふが、少くともこれが世間の通念上主義者の運動と目せられし以上、これをも社會運動の一端となすことを妨げないであらう。

今、本年中に於て各地に行はれて問題となつたものゝ主なるものを列記すれば左の如くである。

一月

仙臺市に於ける不穩文書の貼付

富山驛地下廊道内に於ける不穩文書の撒布

水戸市に於ける不穩文書の撒布

埼玉縣小手指村に於ける不穩ビラの貼付

高崎市に於て入營者送別に際し不穏なる文書を朗讀し收監さる

二月

福岡縣小川村に於ける自稱無產者同盟、失業防止同盟會幹事の不穏文書貼付

伊勢松阪町に於ける革命歌印刷發送の發覺

京都市御所の筋壁に不穏文書——「國家大亂金貞玉此人勿々使用」

一の貼付と朝鮮人一名逮捕

廣島市内各所に於ける階級制度を呪ふ不穏文書の撒布

名古屋市保線事務所工夫一同に宛て不穏文書の郵送

奈良縣葛城郡鴨神青年團掲示板に中學生徒不穏文をかく

千葉縣匝瑳郡野田村尋常小學校に於ける東宮御成婚記念寫眞映寫中の一小學生の不敬事件

福岡縣下に於ける「共産者團結せよ」この標題下に地主資產家政府攻撃の不穏宣傳ビラの貼付

前橋市内に於ける不穏文書の配布
茨城縣より水野内相宛不穏文書の郵送

松江市停車場便所への年頭宣言と題する不穏文書貼付

宇治山田市電柱への不穏文書貼付

奈良縣高田町附近電柱及び立樋に不穏文字の發見

三月

大阪府下濱寺駅待合室にて不穏なる樂書發見

秋田市に於ける一社會主義者の軍隊其他への不穏文書撒布

茨城縣土浦町並に、福島縣石城郡湯本町内各所電柱その他に

見

大連に於ける不穏文撒布計畫の發見

六月

甲府歩兵第四十九聯隊へ不穏文書の郵送

秋田に於ける赤刷の不穏ビラー民衆心得よ、無產階級一致團結

「労働者に告ぐ」と題する不穏宣傳ビラ貼付

大阪高津郵便局管内ボストより清浦首相宛辭職勸告の不穏文ある古新聞紙の發見

和歌山縣尾志呂村小學校前掲示板に過激なる不穏文書の貼付

金澤工兵大隊への不穏文書送附

近衛砲兵隊へ不穏文書の書留小包を京都より送附
名古屋市歩兵第六聯隊第二中隊宛不穏文書の郵送

四月

福島縣平町に於ける不穏ビラの貼付

五月

東京市内各方面の電柱板塀への不穏、不敬文書の貼付

岡山に於ける不穏文書の押収と印刷の革命歌配布

神戸三宮署管内電柱の不穏ビラ貼付

廣島縣下に於ける立憲青年黨員の不穏文書貼付

横濱市の電柱に不穏宣傳ビラの貼付と不穏文書の押収

金澤市内各學校及び諸官廳聯隊への騰寫刷不穏文書の郵送

福島縣若松市の一豫備中尉への不穏文書^{ハ付}

岡山市役所の選舉投票函より片山潛の記名ある不穏なる一票發

せよーの貼付

富山衛戍病院へ不穏文書數十通の郵送

静岡縣由比町に於ける不穏文書配布事件、起訴さる。東京市内
數ヶ所に於ける不穏ビラ貼付

青山近衛歩兵第四聯隊宛不穏文書の郵送

福島縣會津中學校への不穏文書郵送

徳島歩兵聯隊及び各地の労働團體へ不穏文書發送

熊本市厩橋詰電柱に不穏文書貼付

近衛歩兵第三聯隊下士集會所宛「プロ出身の下士諸君よ」なる
不穏文書郵送

九月

不穏文書郵送

横濱に於ける無政府主義宣傳ビラを貼付起訴さる

收

廣島市に於ける不穏文書「地主を叩き潰せ」の撒布

姫路に於ける震災一週年記念活動寫眞の映寫中社會主義者の不
穏宣傳ビラ撒布

京都市上京區に於ける不穏文書の貼付

逮捕

京都驛構内便所に於ける不敬文句の落書發見

郵送

熊本縣下に於ける農村問題に關する不穏文書の撒布及び郵送

東京に於ける戰線同盟より不穏宣傳ビラの押收

東京石川島造船所職工の不敬事件有罪となる

福島縣若松憲兵分隊へ「文盲の一労働者より」その不穏文書の
郵送

東京巢鴨憲兵院へ「廢兵諸君へ」と記す不穏文書の發送犯人

逮捕

東京に於ける震災一週年記念活動寫眞の映寫中社會主義者の不
穏宣傳ビラ撒布

姫路に於ける震災一週年記念活動寫眞の映寫中社會主義者の不
穏宣傳ビラ撒布

東京に於ける戰線同盟より不穏宣傳ビラの押收

福島縣若松市内在郷軍人會・青年團員への不穏文書の郵送

宇都宮驛構内共同便所の不穏文字の發見

甲府聯隊一兵卒への不敬文書の郵送

金澤機關庫へ列車顛覆を企てる意味の不穏文書送附

千葉縣下高砂停車場に於ける不穏宣傳ビラ一千餘枚の發見

豊橋市内に於ける一電柱の不穏文字發見

静岡縣小山町富士紡績職工三十餘名の郊外散歩への不穏宣傳ビ
ラ配布

穩文書郵送

奈良公園内便所の不穩文字の樂書發見

静岡に於ける全國各地に宛てたる臘寫刷不穩文書數百通の發送
發見

福島縣下白河町に於ける電柱への「第四階級諸君に檄す」一題
する不穩宣傳ビラの貼付

近衛騎兵聯隊への不敬文書の郵送

東京に於ける大演習を機會としての不穩文書撒布計畫の發覺

陰謀者の逮捕

北海道龍川驛發池田行二等列車便所内の不穩過激文書の貼付

福島市北町巡査派出所内に於ける不穩文の書き置き山梨縣下に

於ける某資產家の白壁に不穩文句の樂書發見

第二師團司令部、歩兵第四聯隊、騎兵聯隊への不穩文書の郵

送

宇都宮市に於ける不穩文書の貼付

十一月

長野縣下伊那に於ける不穩文書撒布

青森縣下に於ける「第四階級労働者並に小作人諸君に檄す」一題
する不穩文の撒布と貼付

仙臺に於ける不穩文書の貼付、撒布及び押收

東京巢鴨憲兵院への「あはれな兵士より」と記す過激文書の郵

送

大阪市に於ける不敬文の樂書及犯人逮捕

大阪高麗橋郵便局に於ける珍田伯に宛てたる不穩文書の發見
仙臺に於ける中學生の不穩文書發送

例年のことではあるが、「何々主義宣傳」、「何々主義者の出
沒」、「某重大事件の發覺」、「全國的赤化運動の計畫暴露」と
言つた類のセンセーショナルな新聞記事が、本年もまた屢々
報道されて、さなきだに神經過敏になつてゐた震災後の人心

第五 社會主義的運動雜

を聳動せしめた。然しそのどこまでが眞相に觸れてゐるか、

そのどこまでが官憲の神經過敏に依るのかは、決定的に知ること

ことが出来ないが、その一端を錄することは運動の一資料と

して強ち無駄ではないであらう。

『主義者が某地に潜入した』とか、『主義者の計畫が發覺した』とか報道された中で、主なるものを拾へば次の如くである。

山形市——一月六日、(共産主義者が潜入して自動車でビラを撒布したと云ふ事件)

北海道旭川市——一月、(軍隊赤化の爲め輩策中なりとの噂に依り取調べらる)

横濱市——一月十九日、(モスカウ歸りの佐野一味の男が下車したとして)

大津市——一月二十一日、(共産主義に關する洋書を詰めたトランクが遺棄してあつたとして)

吳市——一月二十六日、(主義者潜伏の噂にて)

横濱市——一月三十一日、(共産主義を宣傳する怪支那人五名が潜入したとして)

廣島市——二月十八日、(不穩文書撒布で主義者狩りを行ふ)

高崎市——二月二十一日、(小島鐵工所の労働者が共産主義の結社を組織したとして)

吳市——二月、(社會主義的の書籍を賣つたとして)

高知市——三月、(共産主義者の恐喝事件)

神奈川縣逗子——三月(家宅搜索)

靜岡縣駿河——三月、(主義者潜入の噂にて)

東京市——五月、(秘密結社断鎖人社が暴露したとして)

靜岡市——五月、(社會主義同盟檢舉の噂にて)

鹿兒島市——六月、(主義者潜伏にて)

宇都宮市——六月、(労働團體幹部の宣傳の噂にて)

東京市——七月、(青山墓地の爆弾事件で)

東京市——九月十五日、(某重大事件の犯人逮捕)

兵庫縣加古川町——九月、(主義者結社組織の噂にて)

函館市——九月二十六日、(不穩文書撒布、主義宣傳)

大牟田市——九月末、(主義者の潜入にて)

沼津市——九月末、(丹那トンネル工場に主義者潜入)

廣島市——九月末、(主義者が工夫となり爆弾を盜み出したとして)

横濱市——十一月、(難波大助の死刑に關聯した陰謀の企てがあつたとして。然るにそれは全くの虚傳なることが解つた)

名古屋市——十一月、(大陰謀事件ありとして)

靜岡市——十二月、(安倍川鐵橋爆破事件)

なほ右の外個人の消息にして世の注意を惹いたものを列記すれば次の如くである。

横頭社員慘殺發覺——二月、昨年の震災當時赤羽工兵大隊に檢舉されて以來消息の絶えてゐた横頭社同人田中正一、柴田敏夫、

谷崎雄二郎、宮下秀太郎の四名は荒川浮間ヶ原に於て慘殺されたことを確定し、二月六日横頭社主事小池新二郎氏外一名は警視廳に

出頭して糺問する所があつた。

福田狂二氏斬らる——三月五日、大阪市梅田永田旅館に止宿中の堺利彦氏を訪問會談中、偶々來合はせた戰線同盟の伊藤三郎氏と口論し、伊藤氏に前額部及び左肩を斬られた。

藤森成吉氏職工となる——五月、作家にして社會問題研究家なる藤森成吉氏は一切を捨て、労働者の生活に入つた。

藤田浪人氏襲撃さる——六月、突如岐阜に来てその筋をなやました藤田浪人氏は、西洋料理店にて飲食し立ち出づる所を暴漢に襲撃された。

安成貞雄氏逝く——七月二十三日、

堺利彦氏排斥運動——八月、進め社の福田狂二氏を中心として討閥運動の名の下に堺利彦氏の排斥運動が起つた。

醜事查問會——九月三十日、堺利彦氏に對する嫌疑から山崎今朝彌氏宅に醜事查問會が開かれたがお流れとなつた。

大庭氏の死確實となる——十一月、昨年シベリアで行方不明になつた大庭柯公（景秋）氏は昨年五月二十三日銃殺された旨最近愈々確證されるに至つた。

第二章 特殊事件

社會主義運動に於て特殊な性質を帶びた事件があつた。これには無產階級運動とかけ離れたむしろ一個の突發事件とも言ふべきものもあるが、便宜上こゝに入れる。

その中の主なるものを左に摘記する。

虎の門事件——無產階級の解放運動をかけ離れてはゐるが、本年中に於て最も世人の耳目を聳動せしめた事件は所謂虎の門事件である。事件の内容は當時の新聞紙に一部報道されたまゝ久しく取調の爲に公表を禁ぜられてゐたが、九月十五日に至つて、その眞相が發表された。同事件の經過を略述すれば次の通りである。

大正十二年十二月二十七日午前十時五十分、攝政宮殿下が第十四議會開院式に行啓の途次、虎の門を御通過の際、山口縣選出衆議院議員難波作之進氏の四男大助（二十六）は、元あめりカ屋角の群衆中よりさび出して殿下の御車に向つて發砲した。彼は前日（二十六日）午前八時京都より上京、同夜は上野公園に宿泊し、二十七日朝現場に赴き行列を待ち受けたのである。彼は直に逮捕されたが群衆に依つて殴打され、顔面その他に傷を受けた。彼は警視廳官房主事室に於て取調べの後更に檢事局に於て取調べられ二十七日午前十一時鈴木檢事總長に依つて即刻不敬罪として大審院に起訴された。

かくて半歳に亘る慎重なる搜査と取調べの結果、全く共犯者なきを確めるや豫審を終結し、九月二十二日大審院刑事部大法廷で下調べがなされ、超えて十月一日、横田大審院長を裁判長とし、磯谷、石川、豊島、松岡の四氏陪席判事となり、小山檢事總長、小原檢事、岩田、今村、松谷三辯護士立會ひの上公判が開かれた。但し開廷五分にして傍聽禁止となる。

越えて十一月十三日午前十時五分大審院刑事第一號法廷に於て横田裁判長より被告を死刑に處する旨の判決言ひ渡しがあり、同

十六日午前八時市ヶ谷刑務所に於て死刑を執行された。

判決主文は左の如くである。

判決主文

山口縣熊毛郡周防村二百五十七番地屋敷

難波大助

被告を刑法第七十三條に依り死刑に處す

押収物は之れを沒收す

断罪理由書の概要

難波大助に對する刑法第七十三條の罪の被告事件に付司法省に於て發表したる事實の概要次の如し

(一) 被告人大助は勤王の家に生れ幼時は能く家訓を守り皇室を尊崇し忠君愛國の念頗る厚かりしも不幸にして其の慈母を失ひたる。再三高等學校に入學を試みたるも試験に及第するを得ず、學資亦豊かならざるに因り労働を試み親しく貧民生活の狀態を観察し其間思想に變化を來し又好んで社會主義的

書籍雜誌の類を閲讀するに及び其思想益々悪化し遂に偏狭なる詭激思想の捕虜となり深く之に心醉するに至り斷然學を廢し身を労働者の群に投じたるも宿痾の爲に妨げられ其の行動意の如くならす己むなく一時歸省して父の膝下に保養中大正十二年十一月父作之進が被告の主義的傾向を緩和せしむる爲之に遊獵を勧めたる處被告は杖銃を入手したるより同年十月十七日山口縣柳井津宮本謙一方に於て中形彈丸を買求め之を充填して五彈を作り同月二十二日右杖銃及彈丸を携帶して

郷里を出發し其の翌二十三日京都へ下車し滯在中新報紙に依り皇太子殿下が同月二十七日午前十時二十五分赤坂離宮御出門帝國議會開院式に行啓あらせらるゝを知り茲に殿下を行啓の途に迎へて危害を加へんこ決意し二十六日午後七時四十五分京都驛發汽車にて同地を出發して翌二十七日午前八時二十分東京驛に着し同驛待合室便所内に於て杖銃に右携ふる處の弾丸を裝填し之を携帶して芝區虎の門西洋家具商あめりか屋前歩道に到り拜觀者を装ひ一般民衆に混じて竊に齒簿の御通過を待受け同日午前十時四十分頃殿下の御召自動車の到るを見るや直に警戒線を突破して之に接近し畏くも銃口を殿下に差向け發射し右側窓硝子の右上方直徑寸餘の貫通孔を生ぜしめたるも即時逮捕せられ殿下には恙あらせられざりしものなり

(二) 因に被告人が公判廷に於て爲したる最終の供述の要旨左の如し

自分は獨斷を以て輕卒にも皇太子殿下に危害を加ふるに至りたるは衷心遺憾に堪へず自分の親を始め兄弟姉妹及友人等に對し今日の如く大なる迷惑を及ぼすべきことを事前に察知したらむには本件の如き暴舉を敢行することを避けたるべし茲に自分は自分の行爲の爲直接間接迷惑を被りたる天下一切の人々に誠心誠意謝罪の意を表するものなり

共產黨事件——共產黨事件の經過並に豫審決定書に就ては本年鑑大正十三年度版に詳述したから(六〇三—六一〇頁參照)再び

繰り返す必要はないが、その後同事件に關係ある被告人の自首、公判等に關して、その概要を左に畧述する。

六月四日、共産黨事件の勃發以來海外に逃亡して行方を晦ましてゐた曉民會の高津正道氏は六月四日前十時突然芝區新櫻田町山崎今朝彌氏方訪れ同氏同行にて東京控訴院檢事局に自首した。

六月二十七日、共産黨事件の一員山本懸藏氏は滿支地方に逃亡中であつたが廿七日午後二時東京地方裁判所に自首、直に收容取調べを受けたが七月十一日保釋出獄。七月九日、辻井民之助氏山崎辯護士に伴はれて檢事局に自首。

十月九日、寒村荒畠勝三氏はかれて海外に逃亡中であつたが十

月九日突然布施、護士を東京地方裁判所の辯護士室にたづねた上同氏同道で檢事局に出頭自首した、但し二十一日保釋出獄。因に同事件の公判は海外に逃亡してゐた被告の一部が後から後からと自首して出るので延期に重ねた。

名古屋共產黨事件——所謂名古屋共產黨事件として大正十二年夏十二名の主義者が檢舉され、越えて十月二日に至り豫審の決定を見た事件は大正十三年度の年鑑に報告したが（同年鑑六一〇頁）、その後の経過を略説すれば左の如し。

三月十九日、同事件第一回公判が名古屋地方裁判所刑事法廷にて開廷、但し公安を告ぐるとして直に傍聴禁止となる。

四月七日、同事件の判決言ひ渡しが次の如くあつた。懲役七月葉山嘉樹、同八月酒井定吉、同八月寄田春夫、同六月三好覺、同七月清水石松、同七月小澤健一、同六月（三年間執行猶豫）倉林治

郎、同大野正巳、懲役六月鈴木箕三郎、同斎田軍治、同（三年執行猶豫）南部岩道、但し彼は總て控訴した。

五月二十七日、六月十日、六月二十日に渡つて控訴公判が開かれ六月二十七日判決の言ひ渡しがあつたが、葉山嘉樹氏が原審八ヶ月を七ヶ月にした外、總てが禁錮刑に變つて原審通りである。

十月十四日、上告棄却となる。

群馬共產黨事件——震災當時群馬の共產黨事件として世を騒がした群馬縣岩鼻火薬製造所技手藤田悟氏その他十四名にかかる出版法違反及び治安警察法違反事件は三月二十日に至つて左の如き

判決を見た。

高崎市宮元町八八片桐方元陸軍技手	藤田 悟（三十六歳）
群馬縣多野郡小野村中島學生	高津 渡（二十五歳）
同 同 同 新町二五七學生	川村 恒一（二十五歳）
同 同 同 小野村森蠶種製造業	小林 邦作（二十六歳）
同 同 同 美九里村本郷著述業	町田 篤（二十五歳）
高崎市嘉多町人力宿履物商	尾池 真六（二十六歳）
前橋市相生町株式賣買店員	田村榮太郎（三十三歳）
高崎市椿町印刷職工	吉田鑛十郎（三八歳）
群馬縣勢多郡大胡町瀧窪	三好 徳次（三歳）
同 同 佐波郡名和村山王	岩丸波太郎（二五歳）
同 同 多野郡入野村黒熊	青木正次郎（三歳）
同 同 山野村中島元鐵道運轉手	吉田 義作（三歳）
關口 金造（三歳）	

高崎市田町製本職工

梅澤 佐藏(二十五歳)

各被告人は近時何れも現在の社會組織を一變し革命的手段に依り無產階級獨裁の社會を實現せんとする熱烈なる共產主義者となり高津川村等は建設者同盟本部に居住し縣下散在の藤田、小林、町田、尾池等と互に氣脈を通じ東京及び群馬縣各所に於て會談又は圖書の輪讀に依り主義の研究及び宣傳に没頭し爾餘の吉田、田村、三好、岩丸、青木、關口、梅澤等は右被告人の指導教化を受けて是亦同じ主義を奉するに至りたるものなるが、各被告人等は國際共產黨の宣言綱領並に露國の實際的政治運動等を研究の結果我國の將來にプロレタリア獨裁、ソヴィエット政治組織を實現せんには常に各種の機會を利用し都會労働者及び農村に對して共產主義思想を教化し逐次之を擴大して一大勢力を構成するの必要ありとなし、縣下に於て右運動方法を實行せんことを企圖し高津、川村、藤田等と十一年九月上旬群馬郡瀧川村八幡原の圓源寺に於て會合密議の上燎原なるものを設け同志間に機關雑誌を設け燎原には露國共產黨の著述を譯載し一方各所に宣傳することとなり、この間佐野學、荒井邦之介、浦田武雄等に力づけられ十一年に藤田、高津、川村等協力の上群馬縣青年共產黨綱領と題し秘密團體の規約を作り藤田は東京との聯絡上上京、一方佐野等に指示教化を受け高津、川村等は十二年一月六日高崎市公會堂にて文化講演會を開催を機會に高崎市の東京亭に前記被告人等と會し縣下同志の活動を計り翌日綱領を同人間に頒ち其後團體名を反逆者と改め縣下を五班に分ち名實共に前記綱領に掲げたる青年共產黨と

なさんと努力するに至れり、而して梅澤は印刷を引き受け「勝利への道」と題する資本家呪咀の文字を列れたる印刷物を同志間に交付せり、其後日本農民組合の夏期講習會の開かるゝや相呼應して屢々高崎市に密會し黨の擴張に努め從來の地域を九班としてそれに委員を割り當て尙秘密の符號を定めてその間の聯絡を探ることを協定し、高津川村は中央諸團體との聯絡を司り且各班を指揮統一すること、せり、次いで七月十六日高崎市柳川町蕎麥屋新玉方で北原龍雄を招いて講演會を開催し尙この後の行動に就て議し九月一日に大間々町で思想問題講演會を開會したるを機會に常磐屋事館野たい方にて深更まで前記九班の委員會を開き班の制度を定め打ち合はせ實際運動を決議したるものなり

因にその後の経過を述ぶれば、

九月十六日前橋地方裁判所にて第一回公判開催、直に傍聴禁止となる。

九月三十日第二回公判

十月十六日左の如く判決の言ひ渡しがあつた。

禁錮十月藤田悟、川村恒一、野田算、尾池眞弓、禁錮八月田村榮太郎、禁錮六月吉田鋼十郎、同(三年間執行猶豫)三好徳次、同六月岩丸波太郎、同(三年間執行猶豫)青木正次郎、吉田義治、同六月關口金造、梅澤佐藏、小林邦作(以上出版法違反)禁錮八月罰金三十圓小林邦作、罰金三十圓梅澤佐藏(治安警察法違反)
信州の秘密結社事件——信州下伊那郡飯田町を中心として青年自由聯盟なる團體があつて思想問題を研究してゐたが同團體に關

する秘密結社事件が暴露し三月十七日に至つて突如長野縣警察部

及び地方裁判所検事局の活動を見、同聯盟の幹部十九名の檢舉を

見た。越えて七月二十二日に至つて秘密結社並に新聞紙法違反事

件の豫審決定を見たが、その概要は左の通りである。

長野縣下伊那郡鼎村鼎百十五番米穀商	羽生 三七(三歳)
同 同 川路村乙二百五番銀行員	今村 邦男(三歳)
同 同 鼎村鼎四七四三番銀行員	代田 茂(三歳)
同 同 會地村二八一番新聞記者	山田 亮一(三歳)
同 同 飯田村四六一七番新聞記者	林 武雄(三歳)
同 同 鼎村鼎三九七〇番農	其司(三歳)
同 六五四番農	矢澤 光男(三歳)
同 一二一二番農	牧野 英男(三歳)
同 飯田町五六六番時計商	吉田 稲雄(三歳)
同 鼎村鼎四三八九番農	山吹村二八四番農
同 松尾村松尾一五〇八番農	清水玄三郎(三歳)
同 大鹿村大河原三四〇四番農	松澤治郎作(三歳)
同 鼎村鼎二二一六番會社員	福島 國雄(三歳)
同 四七三五番農	今井 敏造(三歳)
同 會地村駒場一一六七會社員	桑原 郡治(三歳)
同 會地村五三六番下宿兼吳服染物周旋業	水野 正勝(三歳)
同 松尾村松尾四七七八農	佐々木利一(五歳)
同 福島 政治(三歳)	

池田 林(三歳)

被告人羽生、代田、牧野、關口、矢澤等は大正十一年三月早稻田大學に開かれたる社會問題研究會に出席して東京の社會主義者荒井邦之介の知遇を得、同人の紹介に依り山川均、田所輝明等を訪問社會主義の説明を聽き其研究に興味を覺え歸郷後被告人桑原、水野、吉田、山田及びその他ものを糾合して五月六日上伊那郡上飯田村料理店風越館に田所輝明、西雅雄、荒井邦之介の三名を招致して社會主義研究の指導を受け下伊那郡文化學會なるものを組織し、同年六月中田所輝明を聘して唯物史觀と唯心史觀の批判をき、「マルキシズム」の理論に就いて大に得る所あり、熱心に共産主義に興味を感じ多數のプロレタリアの力を以て革命的手段に依つて現社會を破壊し資本主義を顛覆し、政治經濟の權力を無產者の手中に收め、所謂労働者獨裁の社會を實現せしめん爲め青年の糾合をなすべく屢々會合熟議をさせた末、自由青年聯盟の組織を企畫し同年九月信濃時事新聞紙上に會員の募集をなし、百餘名の會員を得たるを以て同年九月二十四日を以て飯田町姫城ホテルに於て發會式を舉行し平林初之輔、西雅雄、中曾根源和等列席し、爾來主義の宣傳に努め、十二年一月米國のIWWを模しL・Y・Lと云ふ秘密結社を作り、今村、山田、羽生の三名が執行委員となりしが、その後會員の間に動搖を生じたるを以て九月會の名稱を變へ、執行委員も交代して新たな活動に入るこゝなり、同じく九月二十四日には自由聯盟の總會を開いて士氣を作興するこゝせり、かくて大正十三年に入りてよりは専ら青年團體の間

に食ひ入るの政策を探り、屢々料亭に會して方策を議し第一回秘

密會を開いて方針を議したり、其間第一線なる機關紙を發行し大正十三年二月十日までに第六號を發行したるも、その内三、四號を除くの外悉く發賣禁止となりたり、又新聞紙法違反の林武夫は右第一線の第六號に「ブルヂョアの消滅」を題して安寧秩序を紊る議論を掲げたるものなり（右理由の要旨）

七月十九日、被告一同假出獄を許さる。

九月十五日、第一回公判、傍聴禁止、十六日も引き續いて開廷
九月二十二日、第二回公判

九月三十日、判決言ひ渡しがあつたが、五名を除く被告十四名は直に控訴した。

••••
福田大將狙撃事件——九月一日午後六時二十分頃、東京本郷燕

樂軒附近に於て、無政府主義者和田久太郎氏は、震災當時の戒嚴司令官陸軍大將福田雅太郎氏をピストルで狙撃したが、第一弾が空砲であつた爲、福田大將は微傷を負ふたのみで無事なるを得た。

和田氏は即時逮捕され事件は東京地方裁判所の豫審に附せられた

が未だ決定を見ない。和田氏自身も『大杉の復讐だ』と言つたと傳へられるし、世人も多くさう信じてゐる。

小泉少將暗殺計畫——無政府主義者寺田覺一郎、前島市藏兩氏は、前憲兵司令官小泉少將の暗殺を企て少將の旅團長をつゝむる旭川に入り込んだがその筋の探知する所となり九月十五日拂曉逮捕せられた。因に彼等は鎖斷社と稱する結社を作つてゐたと言ふ。超えて十二月に至つて同事件の豫審終結を見、有罪として公判に附

せらるゝこととなつた。

二重橋爆弾事件——朝鮮人金社燮は祖國たる朝鮮の獨立を志し、この同目的に對し破壊手段を以てその遂行を企畫する義烈團に加盟し居れる者であるが、大正十二年十二月二十日上海より爆弾三個を携へ、福岡縣八幡市に密航し來り、上京の後帝國議會開會中の議院内に爆弾を投擲して要路の大官を暗殺し以て朝鮮獨立の氣運促進を計らんとせしも、時恰も議會閉會中なりし爲、茲に豫定の行動を變更し宮城内に右爆弾を投擲せんとし、大正十三年一月五日二重橋前を彷彿する中、日比谷署の警官に誰何せられ、金は一個の爆弾を同巡査に、他の二個を正門前に投擲したるも爆破することなく、その場に於て逮捕せられた。この事件に對する豫審終結決定書より抄錄すれば、

本籍朝鮮慶尙北道安東郡豊水面五善洞三六九

無職 金 社燮(四〇)

本籍、住所不明、無職柳基英又は伊疏也事

尹 澄英(三〇)

本籍佐賀縣佐賀郡北村大字寺井澤六三五、住所當時不定

無職 秀島 廣二(三三)

本籍長崎縣南高來郡口ノ津村甲二一四一、住所當時不定

理髮職 小林 開(一〇)

本籍長崎縣南高來郡口ノ津村二五七七、住所當時不定

船員 黒島 里經(三一)

本籍長崎縣南高來郡口ノ津村甲二一四一、住所當時不定

右金社變に對する爆發物取締罰則違反、強盜未遂及び船舶侵入、尹滋英に對する爆發物取締罰則違反、秀島廣二、小林開に對する爆發物取締罰則違反、船舶侵入幫助、黒島里經、小林寛一に對する船舶侵入幫助各被告事件に就き豫審を経て終結決定をなすこと左の如し。(主文、及理由略)

右に對し十一月六日東京地方裁判所に於て瀬崎裁判長より左の如き判決の言渡しがあつた。

無期懲役	金 社變
懲役七年	秀島 廣二
同 三年	小林 開
同 六月	黒島 里經
同	小林 寛一

第一節 新團體の設立と聯合

尹滋英(逃走中)

年に於ける學生運動は、漸く現實的な必至的な運動となつたのである。今や學生運動は學窓から社會にのびようとしてゐる。それは從來『インテリゲンチヤ』なる言葉を以て、善き意味にも惡しき意味にも形容されて來た底の運動ではなくして、中間階級の没落と言ふ事實に基盤をおく、一個の必至的な運動となりつゝあると考へられる。この意味に於て大正十三年度は學生運動に於ける一の轉換期であると言へる。従つて當局の壓迫もかなり深刻になつて來たやうに思はれる。

以下各方面に渡つて學生運動を略述しよう。

第四章 學生運動

我が國に於ける學生の社會主義的運動は、歐洲大戰後に於ける社會的不安の副產物であるが、大正十三年度に及んで一大飛躍をなすと共に、一の重要な社會問題を形成するに至つた。蓋し產業の不振は知識階級の失業者を續出せしめ、俸給生活者の沒落を促すと共に、その豫備群たる學生をして漸く自らの地位を自覺せしむるに至つたからであらう。従つて初期の學生運動が尙観念的英雄的であつたに反して、大正十三

年に於ける學生運動は、漸く現實的な必至的な運動となつたのである。今や學生運動は學窓から社會にのびようとしてゐる。それは從來『インテリゲンチヤ』なる言葉を以て、善き意味にも惡しき意味にも形容されて來た底の運動ではなくして、中間階級の没落と言ふ事實に基盤をおく、一個の必至的な運動となりつゝあると考へられる。この意味に於て大正十三年度は學生運動に於ける一の轉換期であると言へる。従つて當局の壓迫もかなり深刻になつて來たやうに思はれる。

以下各方面に渡つて學生運動を略述しよう。

學生の間に於ける社會科學熱の勃興は、各大學專門學校に於ける新團體の設立及び既設團體間の聯合を促した。共產黨事件以來兎角白眼視されてゐた帝大の新人會が組織を改造すると共に一大飛躍を遂げた外、早大文化同盟が新に社會科學研究會として表面にあらはれ、京大でも社會科學研究會が公然と名のりをあげて學生の間に運動を開始するに至つた。

それと同時に大正十一年に組織された學生聯合會も新たな發達をなすべき必要に迫られ、五月五日マルクス生誕百年祭を東京帝大控室で舉行すると共に、今後聯合會は純然たる研究團體として終始し、決して實行運動に携はらないと言ふ決議

をした。爾來この方針で進んだが偶々大阪市電のストライキに際して學生の罷業破りを見、これに對する對抗運動とその

成功とが機縁となつて、九月十四日第一回全國大會を開催するの運びに至つた。當日の參加學校及び代表者は、

東京	京都	大阪	神戸	仙臺	その他	計
一三校	四八名	一三校	五名	三校	二名	一三校
三校	五名	三校	二名	一校	二名	三校
一校	二名	二校	二名	二校	二名	一校
二校	二名	三校	三名	三校	三名	二校
三校	五六名	六五名	五六名	六五名	六五名	三校
軍事教育反対運動	一一月	労働者教育運動	秋頃より	創立三周年記念ロシア革命記念演説會	十一月七日、芝協調會館	創立三周年記念ロシア革命記念演説會

であり、當日議定された議題は左の通りである。

- 一 名稱を「社會科學聯合會」を改むること
- 二 新組織を採用し、地方聯合會（關東、關西、東北）を作る
- 三 教育事業を組織的且有效ならしむるために研究の課目並びに課程を設定すること
- 四 學生運動の目的に應する出版事業を行ふこと
- 五 研究會未設校に擴張運動を行ふこと
- 六 勞働者教育運動の促進

學生團體の運動として主なるものをその行はれた月日順に列舉すれば左の如し。

大阪市電罷業事件——七月初旬

夏期勞働講習會開催（フェビアン協會と協力して）——八月

國際排戰デーの參加——九月二十一日

創立三周年記念ロシア革命記念演説會——十一月七日、芝協調會館

右の中特に説明を要するものを抽出して略述すれば、

大阪市電罷業事件——大阪市電のストライキ中に際して大阪高商及び高工の學生は「大阪市民の爲に」と云ふことを理由として在郷軍人團と協力してストライキ破りを決行した。學生聯合會は直に長文の抗議書を發表し委員三名を關西に派遣し關西聯合會と協力して學校當局に抗議し、委員のあるものは檢束を受くる等の壓迫を蒙りたるに拘らず、罷業團を激勵し、侃々たる言論をなしてその意を強うせしめた。

尙超えて七月十八日には東京本郷キリスト教青年會館に於て委員の報告を兼ねて「學生罷業破り批判演説會」を開き、十月十五日及十六日には京都の三条青年會館及び大阪の九條市民殿に「學生反動思想批判演説會」を開いた。前者には大山郁夫、北澤新次

第二節 主なる運動

郎、蠟山政道、河野密の諸氏出演し聽衆堂にあふれるの盛況であつた。また後者には山本寅治、水谷長三郎、河野密、松澤兼人、細邊兼光の諸氏出演し、これまた盛會であつた。

軍事教育反對運動——中等學校以上の學校に於て軍事教練を施すこの案が陸軍省と文部省との間に進捗してゐることが巷間に洩れ傳はるや、各方面から賛否の聲喧しく起つたが、殊に社會科學聯合會を中心とした學生の間に反對論が漸く盛になつた。十一月十二日東大の第二學生控室に集つた都下各大學の學生有志は（全國雄辯聯盟、大學新聞聯盟の主唱になつたものであるが、社會科學聯合會が専ら中心になつて活躍した）、軍事教育に絶對反對であることを、各校聯盟を組織し各校に支部を置いて演説會その他に依つて反對を表明することを決議し、全國學生軍事教育反對同盟を組織した。

十一月二十二日、同盟に加はれる各大學の學生二百名は午前九時文部省に至り決議文を突きつけて岡田文相に會見を迫つたが拒絶され、文相秘書官に面會して押問答を重ねたが結局要領を得ず引きあげた。然しその間形勢非なりと見て警官が出動し不穏の氣分が漲つた。

十一月二十六日、學生有志は午前十時陸軍省に川崎參與官を訪問し種々反對意見を述べ當局の態度を詰問したが結局要領を得ずして引き揚げた。

十二月七日、仙臺に於ても法文學部の學生有志が主唱者となりて「仙臺軍事教育反對同盟」を作り、十二月七日に第一回の演説會

を開く筈となり、その出演者の顔觸れまで定つたが、偶々學校當局の反對に依つて中止の止むなきに至つた。且つ同盟を結社と認めこれが解散を命じた。

十二月十七日、午前十時半學生の有志は文部省に押しかけて大臣に面會を強要し午後の一時半まで頑張つてゐた。

十二月十九日、十二日に開催の筈の演説會が學校當局の壓迫に依つて中止の止むなきに至つたが、十九日芝協調會館で反對の氣勢をあげた。出演者尾崎行雄、福田徳三、大山郁夫、松下芳男の四氏、盛會であつた。

また京大でも十七日學生集會所二階で河上、神戸、河田、佐々木、小西五博士の軍事教育に對する批判があつた。

が學生の軍事教育に對する當局の態度はどうであるか、十二月二十六日憲政革新兩派招待會の席上で岡田文相の述べた所が簡にして要領をつくしてゐると思ふから左に摘録する。

兵式訓練は明治二十年以來行はれて來たのであるが時勢の進むにつれ其訓練が緩み現今の學生は惰弱に流れ服從、規律、義勇奉公の念も稍薄らいで來た之が矯正には修身その他の學科もあるが兵式訓練が最も有力と思ふ。而して退職將校では軍人精神が次第に薄らぐから現役將校を之にあてたい、然るに今回陸軍省が師團を減少し將校に餘裕が出來たから陸軍側と交渉して現役將校を得るに至つた（中略）反對論もあるがこれは或は戰爭を否認せんとする平和論者の說ではなからうか、又中には現在の常備軍を更に強めるものであると云ふものもあるがそれも當ら

ない。尙軍隊は資本家の無産階級に對する壓迫の具であると云ふものもあるがそれはユートピヤの言に過ぎない云々（十二月二十七日東京日々新聞所載）

労働者教育運動——單に學校内の運動にのみ満足し切れなくなつた學生運動は、相競うて労働者教育運動に向つて行つた、これが爲に労働者教育運動は著しい進歩を遂げた、その主なるものは各労働學校にチユーターとして出席すること、農民學校に出席するここであるやうだ。

第三節 學生運動の取締

學生の社會科學運動が組織的となるや、漸くこれに對する組織的の壓迫が起つた。十二月三日第五高等學校生徒の組織した社會思想研究會に對し溝淵同校長は文部大臣の名に依つて解散を命じた。續いて第七高等學校に於ても文化科學研究會の解散が命ぜられ、第三高等學校に於ても社會科學研究會の解散を迫られ、相前後して全國の各高等學校の研究會は一齊に解散を命ぜられた。蓋し全國高等學校々長會議に於て討議せられた結果に依るものと思はれる。こゝに於て全國學生社會科學聯合會は當局の態度を非なりとして一齊に奮起し二月十五日午前十一時帝大新人會を初め、早、慶、明の社會思想研究會代表者五十餘名が文部省に押しかけ岡田文相に會見を迫つたが面會を拒絶され、辛うじて鈴木政務次官、河上參與

官等に會ふことが出來た。學生側は『高等學校の思想壓迫は文部省の意思か高等學校長會議の結果かを明にせられたい』と詰問したに對して『それは文部省とも言へるし、高等學校長の意思とも言へる』と云ふ頗る曖昧な返答に結局要領を得なかつた。各高等學校々長は各思想研究會の解散を命ずるに當つて文部省の意思なりとしてゐるに反して、文部大臣は憲革招待會の席上松本君平氏の質問に答へて

『全國に社會問題研究會なる團體があり、雜誌改造、マルクス、クロボトキン等の書を讀むと言ふが確實ではなく東京の中樞機關と聯絡を保ち社會運動をなしつゝある事實が明にされたので先般高等學校々長の方からこれを解散するに意見が一致したので、文部省で命令壓迫したのではない』云

と言つてゐる。この所お互に責任の轉嫁をなしあつてゐる。併しその組織的壓迫が文部省の意思であること丈けは一般に信ぜられて居るやうである。

社會科學研究會の壓迫は各高等學校の研究會に解散を命じた丈けで、大學の研究會には及ばなかつた。而もそれ等高等學校の研究會も、其後名稱をかへて夫れぐ研究を續けてゐるやうである。即ち當局の壓迫は却つてこの種の研究會を深刻化せしめたの觀がある。蓋しそれは一時の流行でなくして一定の經濟的の事情に基盤を置く必至的の運動となり來つたか

らであらう。

第五章 婦人運動

革新的思想を有する婦人に依つて組織された團體とその運動は、本年度に於ては全く凋落の悲運に際會した。蓋しそれ等の運動が適當な指導者を缺くのと、その目的とする所に甚しい逕庭があるからであらう。無產階級的の色彩を有する婦人運動は、各組合の一部となりつゝある。残つたのは専ら婦人參政權運動のみである。凋落したもの故なしとしないと思はれる。

第一 既設團體の運動

其の主なるものを擧ければ、

婦人參政意見交換會——七月五日婦人市政研究會主催にて帝國ホテルに開催。會するもの市政研究會、婦人聯盟、婦人參政同盟、婦人矯風會の代表者及び婦人參政に同情を有する代議士等參集して將來の運動方針を協議した。

全關西婦人聯合會代表者會——十一月一日大阪朝日新聞樓上に開催、米價調節の建議案、職業婦人の人格尊重の件を可決した。但し婦人參政は時機尚早として保留。

婦人參政權の相談會——日本婦人參政權協會では宿望たる婦人

參政權と市町村に於ける婦人公民權の承認を來る五十議會に提

出すべく、その準備相談會を十一月十三日早稻田の大隈會館に開きその理由書を發表した。

婦人參政同盟の決議——婦人參政同盟は十一月十二日帝國ホテルに於て來議會に對する對策を協議し、公民權法律案を高木正年、林田龜太郎兩代議士に依頼し、又左の決議をした。

私共は正に普通選舉法案が通過せんとする第五十議會に女性を除外されたる事を遺憾とし飽迄性別撤廢を要求すると共に地方自治制に於ける公民權獲得の爲め極力市町村制改正法律案を通過せしむべく努力して目的の貫徹を期す。

婦人參政同盟の長谷川氏除名——十二月十四日開かれた婦人參政同盟の理事會は長谷川胤子氏を除名した。

婦人參政權獲得期成同盟會の決議——十二月二十四日赤阪新町の假事務所に開かれた婦人參政權獲得期成同盟會は（その成立に就ては別項新團體の設立を見よ）次の決議をした。

一 十二月十三日發表した宣言に基き參政權、公民權、結社權の要求を貫徹するため議會開會中あらゆる手段を以て進むこと

二 宣傳部は一月十五日から二十日の間に宣傳演說會を開くこと

三 講演辯士養成の爲め宣傳部内に講演部を設けること

四 パンフレット及びポスター宣傳

五 每月二回研究會を開くこと

婦人市政研究會の宣言書發表——十二月二十五日協調會館に特

別委員會を開いた婦人市政研究會では地方制度改正意見發表の件を可決し、二十六日宣言書並に意見書を發表した。

右の外注目すべきものは左の如き個人の消息である。蓋し婦人運動は尙人を中心としての域を脱しないからである。

『市川房枝氏の歸朝』——一月二十二日

『西川文子氏の隠退』——九月

第二 新團體の設立

其主なるものがあぐれば

『高等文化學會』——齊木仙醉氏を中心とし在福岡の名流婦人の後援の下に女子高等教育機關として計畫されたものである。

小林弘榮氏の『大日本婦人労働黨』——四月、巢鴨宮下一七六六に假事務所を置く、無產婦人の共助を主眼とするものである。兒玉眞子氏の日本女性同盟計畫——四月、婦人聯盟を脫會すると共に兒玉眞子氏は丸ビル等の職等婦人を糾合して日本女性同盟設立の計畫を立てたが反響なく設立の運びに至らなかつた。

『婦人參政權獲得期成同盟會』成る——婦人參政同盟と婦人參政協會との聯合が計畫され、十一月廿九東京赤坂新町の婦人矯風

會で『婦人參政權獲得期成同盟會』の準備委員會が開かれた結果十一月十三日丸の内保險協會に於て發會式をあげて宣言を發表した『女子學生聯盟』——十二月、帝大、早大、日大、東洋各大學の婦人聽講生は各專門學校の豫科なりとも婦人に許せよと猛烈に運動を續けて來たが、十二月に入つて聯盟組織の議が起り、帝大佛

その主なるものがあぐれば左の通りである。

婦人參政演說會——二月十二日午後五時、東京駿河臺佛教會館婦人參政同盟主催、出演辯士長谷川たれ子、西川文子、鷺尾よし子、荻野好子、上村露子、中沖清子、山根菊子、阪本眞琴、碧川たか子、久布白落實諸氏

『婦人參政同盟關西遊說』——三月十九日神戸青年會館、三月二十日京都青年會館、三月二十一日奈良公會堂、三月二十二日大阪中央公會堂、三月二十三日名古屋共樂會、出演辯士、戸田安子、高木富代子、山根菊子、山根千代子、阪本眞琴、上村露子、林歌子、石原良子、聽衆神戸三百、大阪二百五十、

『政局批判暴米膺懲婦人參政演說會』——八月二十七日、山形市千歳座、出演者行川仲子、高橋千代子諸氏、聽衆三百名

に同じ。

『婦人公民權獲得演說會』——十一月二十五日、東京帝大佛教會館、婦人參政同盟主催、辯士山根菊子、荻野好子、高木千代子、高橋千代子、行川仲子、杉岡節子、清水照子諸氏、聽衆約八百

『勞働黨內閣擬國會』——十二月二十二日、芝協調會館、民衆公論社、各大學雄辯聯盟主催、婦人參政同盟の高橋千代子、山根菊

教青年會館に集つて東京聯合婦人會、女子教育振興會、私立高等女學校聯合組合等の後援の下に聯盟を組織した。

第三 演說會・講演會

予を宗教、文部の二大臣に推す。混亂して遂に臨監警察官より解散を命ぜらる。

第六章 水平運動

1 大會
本年中開催された主なるものは、

大正十三年度に於ける水平社運動は一大轉機に際會したと言ひ得る。即ち内部的統一と思想的結成とに努力すべき時期に到達したのである。大正十一年度に端を發した差別撤廃の運動は、燎原の火の如く全國三百萬の特殊部落民の血を湧き立たし、暮年ならずして水平社員數は百萬に達したが、その組織は混沌を極め、その思想には幾多の逕庭があつたが、その

水平社が一大勢力を形成すると共に、組織の問題と思想的統一の問題とは當然に來るべきものであつた。従つても本年の初めに表はれ、本年度の後半期に至つて白熱化し水平社分裂の聲すら屢々傳へられたのである。

言ひ換へれば水平社運動もその當初の主張たりし差別撤廃運動から漸く無產階級運動に轉化しつゝあるのであるまいか。機關紙『選民』の主張は間はず語りにこれを洩してゐるやうに思はれる。

更にスバイ事件と言ひ、群馬水平社事件と言ひ、水平社運動は内外共に多事であつた。今左に主なる運動の経過を略述しよう。

右の中第三回全國大會の経過を記さう。
『第三回全國大會』——三月三日、京都岡崎公會堂に開催、早朝より市内にビラを撒いて氣勢をあげ、定刻には代議員席、傍聴席とも立錐の餘地なきまでに詰つた。本部員泉野氏開會の辭を述べ、關東の村岡氏を假議長とし、議長に南梅吉氏を選任、かくて次の如き順序で議事を進めた。
一 総領改正の件、意外に多くの議論を巻き起し、結局否決となる。

末一時保留となる。再開後委員附託となる。

一 總選舉に對する件、政治運動には絶対に無干涉を決議

一 少年水平社全國大會開催の件、田口、山田等の少年が雄辯を振ひ可決

一 朝鮮衝平運動と聯絡を圖るの件、可決

一 兩本願寺に反對の件、緊急動議として提出、可決、この外社

會運動に參加の件、普選に對する態度の件等は保留となり。

徳川一門に對し位記返上を勧告するの件、社會運動取締法案に對する件、勞農ロシア承認の件等は可決された。總じて婦人代議員少年代議員の思想的に明確なること、所論のキビくとしてあることが眼についた。また專制的な南氏の議長振りが漸く物議を醸し出したのは水平社の一般的傾向が同氏の支配下を離れつゝあることを物語り、多くの議案は他の社會團體との協調的精祿の發露を示してゐた。

大會後委員は上京して徳川公に位記返上を勧告し、七月二十

五日また上京してこれを促した。

2 差別撤廢運動及びその他

差別撤廢運動が水平社運動の主眼とする所であるが、更に差別撤廢運動を超えて進まんとする傾向は早くも全國大會に表はれてゐる。本年度に行はれた差別撤廢運動及びその他水平社運動の主なるものを略述すれば次の如くである。

水平新聞の發行——五月十三日京都に開かれた全國執行委員長會議に於て可決

排日運動對策——四月、排日運動に對して本部員は或は上京して米大使館を訪ひ、或は四月下旬大阪天王寺公會堂で排日問題演説會を開いた。之に對して青年同盟の機關紙『選民』はその社説で本部員の態度を詰り、水平社内部に於ける、意見の相違を暴露した。

徳川公暗殺未遂事件及びスパイ事件——七月、徳川家達公に對して危害を加へんとしたとの嫌疑を以て、七月九日九州水平社員佐藤三太郎氏が逮捕され、續いて同人敦唆の嫌疑を以て九州水平社執行委員長松本治一郎及び松本源太郎の兩氏收監された。然るに松本源太郎氏は收監中脚氣病にて死亡し、水平社員は荘冠を以て葬つたが、越えて九月二十九日に至つて漸く豫審の終結を見各が漸く物議を醸し出したのは水平社の一般的傾向が同氏の支配下を離れつゝあることを物語り、多くの議案は他の社會團體との協調的精祿の發露を示してゐた。

福岡縣筑紫郡堅粕町大字馬出千百二十九番地の一

土木請負業松本治一郎事

松 本 次 一 郎 (三十八年)

福岡市薬院町六十三番地無職

佐 藤 三 太 郎 (二十二年)

福岡縣筑紫郡堅粕町大字馬出九百八十五番地無職

松 本 源 太 郎 (二十五年)

右三名に對する殺人豫備銃砲火薬取締法施行規則違反被告人次一郎に對する暴行各被告事件につき豫審を遂げ終結決定する

こそ左の如し

主文

被告人次一郎同三太郎に對する左記被告事件を東京地方裁判所の公判に附す

被告人源太郎に對する本件公訴はこれを棄却す

理由（本文省略）

理由は佐藤三太郎、松本源太郎兩名は三月下旬上京徳川家達公に辭爵を勸告し、きゝ入れざる時は家達公を殺害して自らも自殺する決心なりし所、被告次一郎もこれを激励し、且つ次一郎は兩人に送るに六連發のピストルを以てしたるにあると云ふ。

然るにこれと關聯して十月中旬の新聞紙には驚く可き事件が報道された。それは遠島某なるスパイの問題から端しなくも水平社本部の不純分子が警視廳の密偵として活動してゐたと云ふ事實である。

徳川公暗殺事件を事前に知り得たのも實に之等内部スパイの牒報に依ることが明になり、全國委員長南梅吉、平野小劍、米田

富三氏に對する非難の聲が高くなつた。かくて水平社の内部に暗流を生み少壯派と所謂本部派とに分れて相争ひ、少壯派は十二月

第二 新團體の成立及び解散

水戸運動に關する新團體の成立したものは、左の如くである。

演劇水平社——三月三十日、水平社同人中の藝術運動として設立、京都に事務所を置き、三十日左の如き宣言を發表した。

一 藝術革命運動に依りて全國水平運動の使命と相呼應し人類解放の目的に向つて直進す。

二 資本主義的社會組織が生みし一切藝術の崩壊を期し、無產階級の團結よりなる新興藝術發生の烽火たるべし、云々

して來る第四回の大會まで三名の理事が事務を攝行することとなつた。然るに一方南氏一派を擁護するものあり、水平社は全く内部の紛糾で後半年を終始した。

國民學校の計畫——十月、埼玉縣水平社では國民學校開設の計畫を立てた。

津中學の國語讀本問題——十一月、津中學第二學年使用的國語讀本に明に水平社を侮辱した箇所ありとして水平社員が嚴談を申込み、結局該部分を切り取つて使用することとなつた。

信濃の兒童盟休——十一月、長野縣佐久郡榮村の水平社同人の子弟が十一月三日他の兒童より差別的言辭を弄せられたとて父兄が憤慨し、差別的言辭を弄した兒童の退校處分を要求し、且つ演說會開催の爲め百圓の費用を支出すべきことを求めて容れられざるや二十二日から兒童をして一齊に學校を休ましむるに至つた。

千草水平社發會式——十月十六日、滋賀縣阪田郡北鄉村千草

朝鮮水平社創立——十二月、朝鮮に移住した水平社同人によつて朝鮮水平社創立の計畫があつたが、かれてより提携を熱望して

ゐた白丁の衝平社と握手し、水平社と衝平社とを合一した朝鮮水平社を創立することとなり、京城平洞二十五番地大山時雄氏方に本部を置き、富澤清助氏を執行委員長とした。

大和會組織計畫——十二月、大軌社長、大槐龍治、國粹會幹部今田丑松兩氏の發起にて、水平社と國粹會との融和機關として大和會設立の計畫が報ぜられたが、水平社側は國粹會の宣傳に過ぎぬと言つてゐる。

また本年度に於て解散を報ぜられたのは、

群馬縣水平支部解散の噂——群馬縣碓氷郡里見町全國水平社群馬支部執行委員長古島小文治氏は、八月突如水平社解散を報じたが右は差別撤廢の目的を或る程度まで實現し得たと云ふにある。然し群馬縣水平社執行委員會では、一部の脱退に過ぎぬと聲明した。

第七章 朝鮮に於ける運動

朝鮮に於ける運動は、その眞相を知るべき材料に乏しく、これを詳かにすることが出來ない。従つて以下單に材料を月日順に雜然と列舉するに止める。唯比較的性質の明瞭な衝平運動を分つて一項としたに過ぎない。中には解放運動と直接に何等の關係のないものも含まれてゐるかも知れぬ。

第一 社會運動

勞農大會準備委員會——二月一日、京城府内臥龍洞ソウル青年會樓上に開催、勞農大會の準備、聲明書の改正を附議し、調査、庶務、宣傳の各部を設く。

南鮮勞動同盟會——二月三日、晋州に於て準備會を開いた、之は勞農大會に對抗して主として小作問題の解決に當るのである。新興青年同盟——二月十一日、京城の社會主義者を以て組織せる土曜會、無產青年會では、新興青年同盟を組織し、朴一乘等三十一名が會して發會式をあげた。

聲對文の撒布——二月、在東京朝鮮留學生學友會、同女子學興會、朝鮮勞動同盟會、朝鮮無產青年會、大阪朝鮮勞動同盟會、前進社等十數團體が聯盟して、京城で發行する鮮字新聞『東亞日報』の所説を生温いとして『聲對文』なるものを起草し、石版刷にして各方面に撒布したことが發見された。

全鮮勞農大會——四月十五日、午前十時鐘路中央青年會館に開催、會員七十四名出席（議事の内容その他は詳かにせず）

朝鮮青年同盟臨時大會解散——四月二十四日、鐘路青年會館に開催、參加したもの百二十一團體百六十名、臨時議長に林宗恒氏を推薦、經費その他の議事を進めたが偶々不穩なる言動あり解散を命ぜられ、續いて懇親會も解散せしめられた。

李鑑範氏捕へらる——七月二十九日、建設社に於て鐘路署に捕へらる。

朝鮮學生聯盟組織計畫——九月、全鮮の私立中等學校生徒を網羅した朝鮮學生聯盟組織の計畫あり、九月十二日より二日間發會式をあぐる迄に進捗してゐることであつたが、その後の経過は詳かでない。

徽文校の盟休生に危險思想宣傳——九月、徽文校の盟休生に共産主義的思想を宣傳せりこの理由で、労働總同盟本部の幹部數名は檢舉されたと傳へらる。

青年總同盟講演會——九月十三日、京城府内堅志洞待天教會で國際無產萬國青年デーに就て記念講演會を開催した。

共産主義者二名捕へらる——九月十八日、共産主義の頭目鄭花達氏外一名は京城鐘路署に捕へられた。

ソール青年會創立四周年記念會——十月六日、中央青年會館、不穩言辭ありたりとの理由で解散を命ぜらる。五名檢束

青年問題講演會——十月十三日、青年會館、新興青年會主催、共産主義を説くこの理由で解散を命ぜらる。聽講者七百名（内婦人八十名）

饑餓演說會中止——十月、大邱鮮人青年會、労働共濟會諺文新聞各支局等の發起で、十月二十三日大邱市内南城町自治派教會堂に於て飢餓對策演說會開催の筈の所、その筋より中止を命ぜられた。

第二 衡平運動

内地の水平社と同じ色彩を有する朝鮮の衡平運動は本年度

に於て異常な發達をとげた。その主なる運動をあければ、衡平社臨時總會——二月十日、十一日、釜山府大平館に於て開催白丁の文字を戸籍より削除せんことを總督府に要望すること、會員相互の智徳兩方面の教養をなし、一致團結して侮辱的態度に出づる一般社會に對して當るべきこと等を決議し、晉州にある本部を太田にうつすことは來年度の第一回總會まで延期することゝした、

衡平社革新大會——三月、天安に開かれた衡平社革新大會は各地の代表者五十名參集し、從來晉州にあつた本部を京城にうつし資本金二十萬圓の皮革會社を組織し、その利益を以て衡平社の運動資金となすことを決議した。

大阪水平社の衡平社内紛調停——六月、晉州衡平社對京城衡平社革新會との紛擾に對して大阪の水平社が調停をなしつゝありと傳へられた。

水平社と握手——九月、水平社と衡平社との間に共同戰線を張るの議が進捗し、衡平社代表金慶三氏は上京水平社員と往復して兩者の融和合同を計つた。（尙水平社の項参照）

第八章 臺灣に於ける運動

臺灣に於ける一切の解放運動は極めて不明である。唯僅かに得たる材料を左に擧げるに止める。

治警違反事件——大正十一年十一月に臺北市に於て蔣渭水、

培火外數名主唱の下に臺灣議會期成同盟會を組織し運動をなし來れるが、十二年二月に治安警察法によつて同會は禁止されたのであるが、同六月に同じ目的を有する、しかも同名のものを東京に於て發會し、臺灣本島に於て運動を開始したる爲大正十二年十二月十六日遂に治安警察法違反として檢事局の活動となつたのであるが、十月二十九日蔣渭水外十七名に對し左の判決がなされた。

禁錮四ヶ月 醫 師 蔣渭水（三十六歳）

重役 蔡培火（三十六歳）

禁錮三ヶ月 貸地業陳逢源（三十二歳）

取締役林呈祿（三九歳）

同 貸地業林幼春（四四歳）

同 貸地業蔡惠如

罰金百圓 貸地業林篤勳（四二歳）

同右 貸地業林伯廷（三八歳）

同右 貸地業蔡年享（三六歳）

同右 貸地業石錫勳（三五歳）

同右 貸地業鄭松筠（三四歳）

同右 貸地業韓式穀

同右 貸地業吳石泉（二八歳）

製靴業吳海水（二六歳）

同右 製靴業吳清波（四六歳）

同 雜誌事務員 王敏川
同 蔡先於

歸省學生講演會の解散——七月十九日臺南公館に於て内地留學生の第一回講演會を開催したが、最後に蔡培火の言論中不穩と認められ臨席警官の爲めに解散せしめられた。

文化講演會——十一月二、三日、午前臺中州大甲郡清水町觀音廟、同夜及び翌三日夜彰化文化協會支部、文化協會主催。

田川大吉郎氏歡迎會の解散——十二月二十七日 蔣渭水、蔡培火其他文化協會員に連れられて來た田川氏の宜蘭に於ける歡迎會が天后宮内で開催されたが、挨拶の後に文化協會員が政談演説を行なさんとする勢を示した爲解散を命ぜられた。

第九章 社會主義的運動の取締及び

對策

社會主義的運動に對する取締及び對策は、全く秘密裡に行はれてゐるので、その本旨を知ることが出來ないが、大正十二年末の虎の門事件、二重橋事件等の突發事件の結果、當局の取締方針にも、一大變化を來したと報せられた、また久しく出づべくして出でなかつた過激社會運動取締法案も、別な裝を以て具體的に提案されることに決定したと傳へられた。要するに本年度に於ては、六月に内閣の更迭があり、終始一貫した取締方針が決定してゐたものと見ることは出來ない

が、その意が少くとも一方に於て開明的な態度を取り他方に於て所謂過激分子を假借なく取締らんとするにあつたことは蔽ふべくもない。吾人は左に本年中に行はれた主なる取締行動を列記して、當局の取締方針が那邊にあるかを暗示するに止める。現在に於てはこれ以上具體的に立ち入ることは許されないし、その材料なきを憾みとする。

黒表の新作製——一月、白上警視廳官房主事は從來の黒表の作製方針の淺薄であることを痛感し、一月二十一日の各署長會議にも思想問題の取締も科學的搜索方法に依るべきことを説き、更に三十日附を以て具體的案件を定めて通牒した。その内容の要旨は労働者でも學者でも先づその人の成長した家庭を抱擁されてゐた生活を研究して、その社會的不平の由來を究明し、それに基づいてリストを作つて警戒せよと云ふにあつたと傳へられる。

電柱や壁にビラの貼付を禁止——二月

社會運動取締法案提出の噂——三月、例の過激社會運動取締法案は司法省で折角作製中であり、新に社會運動取締法案を銘を打つて提出の運びに至る旨専ら取沙汰せらる。

社會主義書籍の購入——四月、埼玉縣警察部では巡査の常識を

涵養する爲め社會主義的の書籍を購入して警察の巡廻文庫中に加へることとした。

アナーキストの尾行解除——八月、警視廳では最近アナーキスト系の和田・近藤諸氏の尾行を解き、實際的方法に變へたと傳へられた。

へらる。

社會運動取締協議——八月十四日、各府縣警察部長會議は午前八時から内務省會議室に開會、

- 一 社會運動取締に關する件
- 一 社會運動に對する知識教養に關する件
- 一 警察通報に關する件

を秘密裡に協議し恰も社會運動取締會議の如き觀を呈したと傳へられる。

警察犯處罰令に新條項追加——九月、近來特に著しく勃興した社會運動の取締の爲に現行警察犯處罰令に新條項追加の必要を認め、それが爲に二日より實地研究を始めた、

特高課の擴張——九月十二日、定例閣議に於て思想取締の爲に特別警察新設官制が決定し警視四名、警部三十六名増員されて全國に配布されることとなつた。同時に警視廳では特高課を擴張して思想の取締に一步進める計畫を立てたと傳へられる。

特別高等警察課——九月、長野縣では例の共產黨事件等の突發があり、赤化運動が彌漫しつゝあるに鑑みて特別高等警察課を新設して警部一名と警視一名とを増員することとなつた。これは前の閣議の決定に基づくものである。

兵庫縣にも特別高等警察課——九月、長野縣同様兵庫縣にも特別高等警察課が新設され、警部三名が、増員されることになつた。

下伊那青年自由聯盟に解散命令——十月十三日、長野縣下伊那

郡の青年自由聯盟は、大正十一年九月二十四日に發會式をあげたもので爾來目覺ましい活動を續けて來たが、本年幹部の檢舉となり内務大臣は治安に害ありと認めてそれが解散を命じ、十月十三日同聯盟の首腦者埴生三七、山田良一、今村國雄、宮島義治の四氏は飯田署に出頭して命令に對する受書を差し出した。

主義者の寫眞を全國的に蒐集——十月、憲兵司令部内に社會主義者搜索班なるものが新設され班長を荒木司令官とし杉田大尉以下將校三名下士一名を以て組織し第一着手として、主義者の寫眞を全國的に蒐集することとした、因に同班は警視廳もあく迄共同動作を探るのだと云ふ。

船内で思想取調べ——十一月、石川縣では浦潮より邦人主義者の潜入をおそれて敦浦聯絡船内に警官をのせて、移動視察せしむる計畫を立てた。

治警第十七條の審議——十一月十七日、内務省參事官會議で治警第十七條の撤廢問題を審議したが、社會局側と警保局側との意見の一一致を見なかつた。爭議調停法案の起草者なる社會局側では公共事業に於ける争議の場合に治警第十七條の精神を採つてあるから、一般産業の争議にはその必要なしと言ふ意見であるに反して警保局側はあく迄その必要ありと言ふのである。

因に十二日社會局長官に新任された長岡隆一郎氏は治警第十七条の撤廢は年來の主張であるから、あく迄それが撤廢に努力する旨聲明したと傳へらる。

治安維持法案——十二月、内務、司法兩省で起草中であつた過激

社會運動取締の爲の法案は、新に治安維持法案の名の下に大體の成案を得、十二月二十七日の新聞紙上に公表された。同法案は後に屢々修正されたので法案の案文はこゝに掲げない。

右の如く政府の取締方針に關しては一貫した主張の存することを窺ひ得ないが特に當局の取締態度に就て世間の耳目を驚かしたものがある。それはスパイ事件である。事柄は簡単に似て重要であるので、この項下に加へることは不適當かも知れないが、左に大要を略述しよう。

スパイ事件——十月、十月六日外務省に亂入した大正赤心團員の取調べから檄文を印刷した遠島哲男を取調べた結果、同氏宅から警視廳の公文書を發見したので、計らすも大問題をひき起した。その結果十月十五日に至り特別高等係巡査部長柳原清吉氏以下四名の免官及び諭旨免官者を出し、根岸高等係長は辭職し、岡田特高課長も辭意を洩した。事の真相は前記遠島は多年警視廳のスパイをつとめ機密費をせしめてゐたのであるが、大正赤心團員の外務省闖入事件は遠島自身が煽動したものであり、其取調べの結果意外にも彼が各方面の機密に參與してゐることが判明したのである。また前記免官となつた警官は、遠島から酒食の饗應にあづかつたと言ふのである。遠島は労働運動、水平運動の關係者の間に知己を有し、毎月警保局から六百圓、警視廳官房から二百圓を與へられてゐたと云ふ、外務省闖入事件はスパイとして機密を握つてゐた遠島がそれを種に一仕事しようとした企ての一端に過ぎないと云はれてゐる。彼は拘留に處せられたが、十一月十七日期

間満了と共に釋放された。

この事件は單に取締當局たる警視廳を狼狽せしめたのみならず労働運動者、水平運動者の間にも少なからざる渦を巻き起した。

第十章 社會主義的運動に關する裁判事件

判事件

題して社會主義運動に關する裁判事件と言ふ。全國各地に惹起された所謂主義者の運動に關する警察犯處罰令の執行又は裁判事件を一括して、この項に入れたのである。報道極めて區々たる上眞偽定かならざるものあり、また明に宣傳の爲にすると思はるゝものも少くない。且つこゝに報道されたものが其主要部分をつくしてゐるとも考へられない。従つて唯一重要なりと思はるゝ材料を列記して、その一斑を窺ふに止める尙重大事件に關しては前記『特殊事件』の項を參照せよ。

佐賀縣不穩文配布事件——四月、被告の郷里なる佐賀縣の處女會員青年團員等にプラツク・ニュースと稱する過激文字を以て埋めたる雑誌を配布した廉を以て起訴された副島勝己、村島軍治、野邊盛政三名に對して十一月二十四日左の如き判決があつた。

懲役六ヶ月	副島 勝己
懲役四月（五年間執行猶豫）	村島 軍治
同	野邊 盛政

軍隊及び學校へ不穩文書を配布した事件——五月、金澤市の歩兵第七聯隊及び第三十五聯隊、各高等學校に不穩文を配布した犯人として起訴された四名のものに對して、九月二十四日金澤地方裁判所で左の如き判決があつた。

禁錮六月	上西 芳楠（二十四歳）
同 三月	浦山爲次郎（四十六歳）
同 上	中野庄次郎（四〇歳）
無 罪	石塚石太郎（二十四歳）

廣島共産黨事件——五月、廣島市を中心震災當時多數の不穩文書を作製して配布した廉に依り治安維持令違反として起訴された所謂『廣島の共産黨事件』は、五月六日廣島地方裁判所で左の如き判決を言ひ渡しがあつた。

懲役三年（未決拘留日數五十日通算）	水田茂行（二二歳）
同 二年（同 上）	今井龜三（二九歳）
同 八月（同 上）	藤谷繁雄（二一歳）

が何れもこの判決を不服として控訴した。

大連不穩宣傳事件——五月、無政府主義者の一味が大連で同志を糾合し滿洲に宣傳の計畫中五月三十日龜井廣義氏以下四名を檢束した。取調の結果は罪狀明白なりとして、起訴せられ九月二十五日左の如き判決があつた。

懲役二年	龜井廣義（一九歳）	同山本寅造（二一歳）
懲役一年（執行猶豫三年）	小川桂一（二〇歳）	
無罪	森下秀（二一歳）	同宇山明次（一九歳）

民衆運動の筆禍事件——十月、大阪市外鶴橋町字天王寺佐藤藤太氏（五三歳）は妻女竹野子（四六歳）を發行兼編輯人として「民衆運動」なる新聞を發行してゐたが五月一日發行の同紙に「兵士諸君握手だ」の一文を掲げて告發され竹野子は罰金三十圓に、藤太氏は七十圓に處せられたが不服として正式裁判を仰ぎたるに同様の判決があつた。但し同氏は尙不服として控訴した。

「パンの略取」を印刷した兵庫縣加古川町の八重千春氏（二一歳）は出版法違反として起訴されたが、十月十一日禁錮一年を宣告された。

ギロチン團事件——十一月、大正十二年十月十六日大阪市外小阪に於ける十五銀行玉造支店小阪詰所主任角田芳藏氏を殺し貯蓄債券を強奪した犯人は何れも震災後東京から逃れて來た無政府主義者でその後に起つた、東洋紡績の庄司重役狙撃、甘粕大尉の實弟斬り、數口の大坂に於ける銀行恐喝事件は何れも同人等の所爲であることが解り、十一月二十一日豫審が終結した。豫審終結書は極めて浩瀚なものであるが、その要領を示せば左の如くである。

被告、無職河合康左右（二六歳）同小西次郎（二五歳）同茂野榮吉（二一歳）同内田源太郎（一九歳）同小川金英事小川義一（二六歳）同田中勇之進（二一歳）同仲喜一（一四歳）著述業濱哲事富岡哲（二八歳）無職伊藤孝一（一五歳）同上野克己

理由、彼等は破壊暗殺をなしたる露國農民團體又はフランス革命を聯想せしむる極東盧無黨ギロチン社、分黒黨、青年革命黨、命を聯想せしむる

青年五月黨及びレベンオン社などの名稱を用ひ會社及び資本家を恐喝して金員を交附せしめ（その罪状枚舉に違なし）そい間甘粕大尉の實弟にして現に津中學に在學中の甘粕五郎を殺害せんと企て、また金品強奪の目的を以て十五銀行玉造支店小阪派出所主任の角田芳藏を殺害し、庄司東紡重役を狙撃したるにある。その後十二月皇后陛下京都御行啓の際列車の顛覆を企てた新谷與一郎外九名もまた、同じくギロチン團の團員であることが判明した。

第一二編 反社會主義的運動

大正十二年九月の震災以來、社會主義的運動が一層深刻化するに伴つて、反社會主義的運動も亦從つて活潑さを加へた。殊に一般の反動的思潮は、虎の門事件、二重橋事件等の突發的事件に依つて油を注がれ、益々反社會主義的運動を助長したかの感がある。資本主義經濟の行き詰りに應じて、社會主義反社會主義的運動が、相伴つて深刻化するのは自然の數であるが、本年度に於ける一般の傾向は前者に對してよりも後者に對して有利であつたかに思はれる。

兎もあれ、本年度は、反社會主義運動の多事なる年であつた。以下簡単に本年度に於ける反社會主義的運動の概要を略述しよう。

第一章 既成團體の運動

第一 國粹會

1 内部組織に關する事項

關東總裁推戴式——一月十一日、佐藤銅次郎中將の死後國粹會

關東本部では久しく後任を物色中であつたが、榎本武憲子に白羽の矢を立て、二月十一日午後二時から上野精養軒での推戴式を挙げた、これに依つて從來兎角意思の疎隔を來してゐた國粹會の關東本部と關西本部とが、融和するに至るであらうと傳へられた。

櫻花會の結黨式——二月十五日、國粹會の分身として皇室中心主義を標語に生れ出た櫻花會は、二月十五日大阪中の島中央公會堂の三階集會場に於て結黨式をあげ、細川信吉氏を會長に、村井金三郎氏を副會長に推し、桃山御陵に參拜した。

國粹會幹部間の分裂——十一月、大日本國粹會は大木遠吉伯を總裁とし、會長村野常右衛門、副會長高橋光威、理事長中安信三郎氏等が幹部となつてゐるが、大木、高橋、中安諸氏は何れも政友本黨系であり、從つて事毎に政友本黨的色彩の表はれるのを快からず思ふものが多く、遂に幹部の間に分裂を見、前記の諸氏を

逐ひ出さんとする運動が進捗してゐると傳へられる。

2 支部發會

三重縣津支部——二月二十日、津市結城神社

三重縣桑名支部——三月

上田支部——三月二日、上田市公會堂

上諏訪支部——三月二十三日

長岡支部——三月三日、長岡市上田町青木樓

飯田支部——四月十二日、飯田町若杉座

八王寺支部——十一月十日、八王寺市關谷座

3 運動その他

國粹會の運動及び事業等の主なるものを左に摘録する。

滋賀縣水平社大會富日の示威——一月十五日、八幡町公會堂に開かれた水平社の大會に國粹會が横槍を入れ、兩々相對峙して不穏の形勢を喚び出した。

奥村電氣商會に宣傳——三月六日、奥村電機商會の求めに應じて國粹會京都支部長の杉本少將は國民精神作興の講演をなした。右は同會社内の職工が共濟會の解散に際して勞働組合に依頼せんとするの形勢を示したからである。講演の結果同會社内に國粹會の支部が設立されたと傳へられる。

大阪朝日新聞社射擊事件——三月、國粹會の分身なる櫻花會員秋本秀一は大阪朝日新聞社に向つて發砲し窓ガラスを破壊した。

大阪市電爭議と國粹會——七月、大阪市電爭議に際して罷業團員の解放運動をなし、その爭議の調停に加はつた。

門司市に於ける争鬭事件——十月十八日、土木請負業のこから相反目する至つた國粹會支部と國柱軍とは、十八日午後十時半過ぎから各本部に集合して相對峙し將に血の雨を降らさん形勢を喚び起したが、幸に警察署の調停で事なきを得た。

第二 赤化防止團

本年度中に於ける主なる動靜を列記すれば、

後藤新平氏邸闖入者捕へらる——一月、後藤新平氏の官邸に闖入した（前年度年鑑六三〇頁参照）中野源一郎、小田切金吉、前田一男、藤沼健三の四氏は三十一日檢事局に送られ、また同氏邸に棺桶を持ち込んだ小山田劍南、奈良春治の二氏は拘留二十九日に處せられた。

警戒の相談會——一月二十四日、赤化防止團、大化會、兩斷俱樂部、原理日本軍、大正赤心團、鐵心會の各幹部は二十四日、東京ステーション・ホテルに集合して、左傾運動の防止を協議し、尙東宮御成婚の當日と沼津行きの日には團員總動員して道筋を警戒することに申し合はせた。

乗合自動車會社乘取り——二月十六日、東京府下寺島町玉の井向島乗合自動車株式會社は營業成績が良好なので、常に野心家の争奪的となつたが、現經營者井上治郎助氏の不在に乗じて高平次郎氏一派が辯護士及び赤化防止團員二十餘名を引き連れて二月十六日事務所を乗取つて營業を開始したので、井上派は民労會に依頼して奪還を企て、物凄い形勢を生み出した。

高尾平兵衛殺し豫審終結——三月、大正十二年六月二十六日赤化防止團本部米村嘉一郎氏宅を襲ひ、同氏の爲めにヒストルをして射殺された所謂高尾平兵衛殺し事件は、左の如く豫審の終結を見た。

主文 被告人平岩巖、同長山直厚、同吉田一に對する家宅侵入傷害、被告人米村嘉一郎に對する殺人及び殺人未遂被告事件を尙同事件の第一回公判は十一月二十六日午前十一時半から、東京控訴院第三號大法廷で開かれた。

防止團員の暴行——四月、赤化防止團員は、同團の候補者應援から、憲政會院外團員に暴行を働き、通行の自動車に暴行を働いた。

鈴木飛行士傷害事件——九月二十七日、千葉縣津田沼町伊藤飛行場所屬一等飛行士安昌男、鈴木菊雄兩氏は同町の西洋料理店に於て食事中、直隸軍參加の噂を詰問され、殴打された上、手首に短刀をつき刺された、加害者は赤化防止團員山本寛の所爲と分り逮捕された、右事件に關し大和民労會では鈴木氏を訪ひ、内濟にして呉れと依頼した。

後藤市藏氏殴打者判決——十月廿五日、後藤市藏氏を殴打負傷せしめた森山英治に對して二十五日懲役一年の判決があつた。

赤化防止團演說會——十月二十八日、小樽公會堂

專修大學生殺害事件——十一月、東京九段下にて專修大學生助川七郎を殺害した犯人は、赤化防止團員の畠野彦一郎、川口政好

山名豊雄と判明、夫れぐ逮捕された。

第三 大化會

大杉遺骨事件——一月十四日、大正十二年十二月十六日谷中斎場に於て大杉榮氏の遺骨を奪つた大化會員下鳥繁藏氏の第一回公判が一月十四日から開かれた。東京區裁判所の判決は懲役六ヶ月であつたが、東京地方裁判所は六月二十四日懲役四ヶ月の判決を下した。

下鳥岩田兩氏の確執——三月十六日、大杉榮氏の遺骨事件の犯人下鳥繁藏氏は三月十六日眞夜中大化會の親分岩田富美夫氏方に日本刀を提げて亂入りし、同氏の爲にピストルを以て射害された、因に下鳥氏は間もなく大化會を脱退した。

大化會員の支那行——十月、大化會本部の岩田富美夫、茂木久平、小山清藏三氏は、支那に行くべく東京を出發し途中岐阜に立ち寄り西下した。

第四 その他の諸團體

大行社、大和民勞會、その他の諸團體の運動を一括して主なるものを左に摘錄する。

覺民烈士演説會——四月二十一日、大阪中央公會堂

ロスター通信員に退去を迫る——五月二十日、大正國士會幹事佐々木金松氏は五月二十日東京赤坂葵ホテルにロスター通信員スレバ

ツク氏を訪ひ「吾人同志は露國の暴狀に對し興奮抑へ難きものあり、貴下の撤退を要求す」と云ふ趣意書と「我國情は断じてロスター

通信員スレバツク氏の滯留を許さず決議の日より向ふ一週間を限り速に我が國土を退却せしむべし」この決議文を手交した。

兩烈士黨融和——六月二十七日、勤王烈士黨と覺民烈士黨とは從來融和しなかつたが、今北治作氏が調停に立ち、二十七日同氏宅にて兩黨幹部が意見の交換を行つた結果相提携するに至つた。

外務省闖入事件——十月六日、大正赤心團員渡邊祐治、大原義雄、加藤春吉の三名は六日午後二時半頃外務省に亂入り、守衛長を袋叩きにし高尾秘書官を殴打した。該事件から端しなくもスペイ事件を惹き起したが、その點に就いては前編第九章参照。

大倉男米壽の宴反対運動——十月六日、大行社は大倉喜八郎男の米壽の宴があまりに大袈裟であると云ふ理由を以て風教に害ありとなし、國家民衆の爲に徹底的に糾弾すと云ふ決議文を送つた。が、俄に兩者の間に調停するものあり圓満に解決した。然るに別に青衿社一派も賀宴計畫に反対運動を起し、十九日から賀宴に招待された人々に對して出席を拒絶するやうとの勧告文を送達した。

大和民勞會栎木支部——十月、宇都宮市傳馬町安納法律事務所早大校友會事件——十月二十六日、早大校友大會の席上、高田

總長が會長として挨拶を述べんとする際寺田稻次郎、辰川靜雄なる二名は、同氏に向つて糞尿入りの筒を投げつけた。

國防社演説會——十二月十九日、大阪天王寺公會堂、同社主催

第二章 新團體の成立

大正十三年中に成立した新體團の主なるものがあぐれば左の如くである。

櫻花會——二月十五日(國粹會の項を見よ)

嚴正團——二月、岡山市

暴露膺懲有志大會——三月二十日、赤阪演技座、ロシヤの邦人拘禁問題に憤慨した頭山満・上杉慎吉、内田良平、八代六郎氏を中心として三月十二日相談會を開き、その結果實行委員百二十名を選定し、次いで三月二十日赤阪の演技座に於て有志大會を催したのである。決議に曰く、

労農露國の行動は國際の道義を没却し帝國の威信を毀損するの甚だしきものにして、吾人はこの暴戾不遜なる彼等の態度に對し最早尋常の平和手段を以て、之を應酬するの無用なるを認め断然出兵して速に其の亡狀を膺懲せんことを期す

回弘會——四月三日、九段偕行社にて、一戸、仁田原、柴、立花、由比、加藤(定) 黒井の陸海大將の發起にて豫備陸海軍將校を以て組織したものである。

養正護國團——四月六日、神戸市下山手尋常小學校

青龍黨——四月三日、大阪の青年武術家を以て組織

義俠團——六月六日、廣島市鷹匠町勝行寺

日進會——十月、國家社會主義者を以て組織

九州報國團福岡支部——十月三十一日、九州劇場

大陸勞働協會——十一月十七日、李學寧氏外五十名にて京城府
黃金町二丁目に設立さる。

天心會——十二月十七日、大阪國技館

